

課 外 活 動

1. 学舎の開放時間

本学においては学舎は原則として午前8時に開門し、午後9時に閉門します。開放時間外に学舎に留まることはできません。

2. 体育館・テニスコートの使用

- (1) 体育館・テニスコートは講義・研究に支障のない場合に限って、原則として午前9時から午後8時まで使用することができます。なお、使用にあたってはスポーツ施設利用規程によります。体育施設の利用を希望する場合には、学生課まで申し出てください。

3. 学内集会、学生の掲示など

- (1) 学内で集会を行おうとする場合は、その責任者が原則として1週間以前に「学内活動届・施設使用届」を学生課に提出し、学生部長の許可を得なければなりません。なお、同届を提出する場合には、利用希望施設が利用可能かを事前に学生課（教室を使用する場合は教務課）で確認してください。
- (2) 学生が掲示を行おうとする場合、あるいはビラなどの印刷物を配布しようとする場合は、その責任者が原則として1週間以前に「学内活動届」を学生課に提出し、学生部長の許可を得なければなりません。
- (3) 学生が学内において署名運動等を行おうとする場合は、その責任者が原則として1週間以前に「学内活動届」を学生課に提出し、学生部長の許可を得なければなりません。学内活動に学外者が参加する場合は、その責任者が必ず1週間以前に「学内活動届」と「学外者活動届」とを学生課に提出し、学生部長の許可を得なければなりません。
- (4) 学内活動を行う場合には、大学の品位を落としたり、規律を乱すものでないよう留意してください。また活動終了後は、清掃や火気の始末に留意し、大学の施設・備品を原状に戻しておいてください。

4. 学外活動

- (1) 学外で、名目的にも実質的にも「神戸松蔭女子学院大学」の名において行う活動は、本学学生としての名誉、品位にかかわるようなことがないよう留意してください。
- (2) 学外で集会を開いたり、学外の集会に参加しようとする場合は、その責任者が必ず1週間以前に「学外行事届」および本学で開催の集会に学外者が参加する場合には「学外者活動届」を提出し、学生部長の許可を得なければなりません。
- (3) 学外の集会は、下記のいずれかに属するものとして願ひ出てください。
 - イ. 発表会
 - ロ. 旅行
 - ハ. その他（署名運動、個別訪問、世論調査など）
- (4) 旅行について学外者の参加は原則として認めません。
- (5) 学外行事届において申告した条項に违背した行動を取った場合は、処分の対象となります。

福 利 ・ 厚 生

1. 健康診断

- (1) 学生は、本学で実施する定期健康診断（胸部レントゲン検査を含む）を必ず受けなければなりません。これは学校保健安全法により、義務づけられています。
- (2) やむをえない事由により定期健康診断を受けることのできない場合は、その旨を学生課に届け出て、別途指示に従わなければなりません。
- (3) 定期健康診断（または別途指示による検査）を正当な理由なくして受けなかった者は、諸証明書の発行の停止および成績評価にかかわる試験を受験できません。
- (4) 定期健康診断により異常が判明したときは、医療機関で精密検査を受け、その結果により、校医から要養護、要注意、要治療のいずれかの指示を受け、その指導、観察を受けることになります。

2. 保健室（2号館1階）

学生の心身の健康管理を目的として保健室を設置しています。保健室には、常時、看護師が在室していますので、健康に学生生活を送るために利用してください。

救急の処置および健康に関する一般的相談に応じています。けがあるいは、身体の不調を感じる場合には、遠慮なく利用してください。なお、時機にふれて、健康の保持に関する情報も提供しています。

※開室：月曜～土曜（除く祝日）9：00～17：00（授業期間外については時間を変更することがあります）

【健康調査票について】

学生の学外実習（インターンシップ含む）・学外研修・留学・海外研修等が安全に事故なく行われるように、入学時全学生に健康調査票を提出していただきます。大学が必要であると認める場合は、実習先に情報の一部を提供いたします。提出後に新たな疾患が判明したり、学校生活で配慮する内容が分かった場合は、速やかに保健室までお知らせください。

3. 学生相談室（2号館2階）

○臨床心理士の資格をもったカウンセラーが、心身の健康、性格や能力、学生生活、友人関係、家族関係、日常生活に関連した困り事など、さまざまな相談に応じます。

○相談に関する秘密は、本人の承諾なく学生相談室外に知らせることはありません。安心してご利用ください。

○開室時間

授 業 期 間：月・金 9：00 ～ 17：00 火・水・木 10：00～17：00

夏期・春期休暇期間：月～金 10：00 ～ 17：00

※昼休みも開室しています。

※土曜日、日曜日、祝休日、盛夏休校期間、冬期休暇期間は休室となります。

※臨時に休室、および開室とする日もあります。その場合には、松蔭ポータル電子掲示板などでお知らせします。

○曜日ごとの担当カウンセラーは、松蔭ポータル電子掲示板などでお知らせします。

○相談は、原則として予約制です。相談を希望する場合は、直接学生相談室に来るか、下記の番号に電話をして、予約をしてください。

※学生相談室直通電話番号：078-882-8761 または 078-882-8791

4. ハラスメント相談窓口

「ハラスメント」とは、職務・研究・勉学・課外活動における関係を利用して、相手を不快にさせる嫌がらせをいいます。授業時間の内外、キャンパスの内外を問いません。基本的には言動の受け手がそれを不快に思うかどうかによって決まります。相談窓口を設けていますので、困ったときは遠慮なく相談してください。詳しくは「ハラスメント防止のためのガイドライン」頁をご覧ください。

5. 保険制度について

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

「公益財団法人日本国際教育支援協会」が取り扱う傷害保険で、本学の学生が全員加入しています。保険料は大学が負担しています。これは学内施設にいる間（正課授業、学校行事など）、課外活動中や通学途中に学生が自ら怪我をした場合に補償するもので、略称「学研災」といわれるものです。事故に遭った場合や怪我をした場合は、ただちに学生課に届け出てください。

6. 学生食堂・売店等

学生食堂、MARUZEN Campus Shopを設けています。MARUZEN Campus Shopでは、書籍・文房具・食料品・日用品を販売しています。

●各施設の営業時間

施設名	月曜日～金曜日	土曜日
ローズキッチン	11：00～14：00 (ラストオーダー 13：30)	11：00～14：00 (ラストオーダー 13：30)
マーガレットダイニング	11：30～14：00 (ラストオーダー 13：30)	休業
カフェ こもれび	10：00～16：00 (ラストオーダー 15：30)	休業
MARUZEN Campus Shop	8：30～17：00	休業

※営業日程・時間は学事日程等により変更する場合があります。

※マーガレットダイニングは月曜日から金曜日の営業終了後～18：00まで開放しています。

(マーガレットダイニングの休業日は、ローズキッチンが開放となります。)

7. 下宿

下宿を希望する学生は、本学公式サイトトップ>学生生活>下宿・マンションをご覧ください。

(神戸松蔭女子学院大学のサイトを離れます。)

8. 学外施設

教育・研究・研修施設として学外に松蔭大学会館、大山ロッジを設置しており、在学生・卒業生のための厚生施設としての利用をはかっています。

また、松蔭大学会館は、クラブ活動、卒業生の会合等の利用のほか、外国協定大学の短期留学生の滞在などで利用されており本学学生との交歓の場となっています。

松蔭大学会館 (神戸市灘区琵琶町3丁目2-1)

大山ロッジ (鳥取県西伯郡大山町加茂2392)

※利用申込書は本館3階学生課にあります。

学 生 生 活

1. 掲示・呼び出し

大学から学生への連絡は基本的に松蔭ポータルのお知らせで行います。

パソコンまたは携帯電話等で定期的に確認を行ってください。緊急の場合は、学生の携帯電話に連絡することもあります。

なお、家族や友人などからの個人的な呼び出しには応じません。また、プライバシー保護の観点から、電話、窓口を問わず学生および教職員の住所や電話番号を教えることはありません。

2. ロッカーの使用

貴重品等の管理は院生研究室のロッカーを利用するよう心がけてください。

3. 飲酒・喫煙の禁止

キャンパス内およびキャンパス周辺は全面禁煙です。喫煙は健康によくありません。喫煙者は学外においても禁煙を目指してください。

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。新入生歓迎パーティや会合、大学祭やサークルの集まりで飲酒の機会があるかもしれませんが、主体性を保ち、むやみな飲酒は慎みましょう。

4. 遺失物

教室やキャンパス内で落し物や忘れ物に気づいた際、または拾得した際には学生課へ届け出てください。学生課での保管期間は3カ月間とします。

落し物や忘れ物が増えています。大学へは必要以上の貴重品を持ってこないようし、自己管理を徹底して落し物や忘れ物をしないようにしてください。

5. 盗難防止

キャンパス内での各自の持ち物（特に貴重品）については、責任を持って自己管理してください。また、ロッカーを利用する場合には、必ずしっかり施錠してください。

6. 通 学

(1) 通学途上の事故発生等安全上の観点および駐車場の問題より考慮して、学生の自家用車および単車や自転車等による通学は認められていません。

ただし、

①「単車等による通学」については学生課窓口申請のうえ、認められた者に限り許可するものとします。

②「自家用車による通学」についてはケガその他の身体的障害や健康上の問題等公共の交通機関では身体的負担が大きい等特別な事由があると認められた者に限り、特例として許可する事があります。

③なお、大学院生に限り、

17:30以降に登校となるケースが通常の状態となるような場合（社会人院生等）については上記①、②の事由に関係なく、学生課窓口申請すれば、許可を得ることができます。

・自家用車（単車等を含む）による通学を許可された者は道路交通法および本学のルールを遵守し、安全運転を心掛けてください。

・自己の重大な過失による交通事故をおこしたり、道交法やルール違反を繰り返すなど悪質な場合は許可を取り消すことがあります。

(2) 通学に際して

・阪急六甲駅よりタクシーを利用する場合に乗車待ちをする時は歩行者の通行のさまたげにならないよう心がけてください。

7. 通学市バスの運行（本学貸切市バス）

平日（月～金）の授業実施日にJR六甲道駅より阪急六甲経由で本学直通の通学市バス（100円）を運行しています。バスの運行時間につきましては、学生課前の掲示板および正門の掲示板でお知らせします。

8. 学生旅客運賃割引証（学割）の交付

- (1) 本館2階事務室前の証明書自動発行機で発行できます（無料）。
- (2) 有効期限切れになると使用できませんので、注意が必要です。
- (3) 記名人以外の者が使用するなど、不正利用は絶対にしないでください。本人および大学に不利益をもたらすことがあります。
- (4) 1カ月以上の期間を要する教育実習や学外実習で「実習用通学定期券」を購入する場合は、実習開始1カ月前までに学生課に申請してください（申請から発行まで最低1カ月はかかります）。

9. 奨学金制度

- (1) 日本学生支援機構奨学金

「第一種（無利子貸与）」と「第二種（有利子貸与…貸与額選択制）」があります。

前年度の貸与額

- ① 第一種 修士課程 50,000円または88,000円／月 博士課程 80,000円または122,000円／月
- ② 第二種 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円／月から希望額選択

・奨学金希望者は出願説明会に出席してください。

説明会日程は別途案内します。

・必要書類を学生課へ提出した後、インターネットで各自が申し込みをします。

・在学中の返還猶予希望者は、「在学届」を学生課窓口へ提出してください。

注) 採用された場合、返還誓約書の提出とインターネットでの継続の手続等は、期日を厳守してください。遅れた場合は奨学金を停止します。止むを得ず、退学・休学する場合、学生課まで申し出てください。

- (2) 本学独自の奨学金制度として、修学の熱意があり、学資の援助を必要とする外国人留学生を対象とした「大学院留学生給付奨学金」および「姉妹等奨学金」があります。

10. アルバイト

- (1) 本学学生を対象とするアルバイトの求人票は、「神戸松蔭女子学院大学学生アルバイト情報ネットワーク」で紹介しています。アルバイトの求人票はWeb上で、いつでも閲覧することができます。

同ネットワークに、学内に設置のパソコンからアクセスする場合は「ユーザー情報登録」をしなくても求人票を閲覧することが可能ですが、学外のパソコンからアクセスする場合は「ユーザー情報登録」を行う必要があります。「神戸松蔭女子学院大学学生アルバイト情報ネットワーク」の利用にあたっては「アルバイト情報ネットワーク利用の手引き※1」を参照してください。

※1 「アルバイト情報ネットワークの手引き」は、新入生オリエンテーションで配布する他、学生課窓口でも配布しています。

<アクセス方法>

本学公式HP > 在学生の方 > Campus Link > 学生課 > [学生アルバイト情報](#)

(神戸松蔭女子学院大学内のサイトを離れます。)

- (2) アルバイトに従事する上で、過重労働が課されたり、過酷な労働条件を強いられることで、不当な扱いを受けるケースが数多く報告されています。場合によっては、学業に支障を来すケースもあります。

アルバイトを始める際には、以下の6つの条件を必ず確認した上で、不当に扱われていると感じた場合には、すぐに学生課に相談してください。また、すでに従事している場合でも、不当に扱われていると感じた場合には、すぐに学生課に相談してください。

【必ず確認が必要な労働条件】

- ① 契約期間（いつからいつまでか）
- ② 休日・休暇
- ③ 賃金（「-手当」があればその内容も）
- ④ 時間外労働の有無（時間外労働をした場合の補償内容も含む）

- ⑤ 勤務場所とその仕事内容
 - ⑥ 就業時間
- (3) 学業に支障を来たすほどアルバイトに従事しないようにしてください。学業が最優先です。
- (4) 次に挙げる内容のアルバイトは、多くの危険性をはらんでいる場合があったり、学業に支障を来たす可能性があるため、本学学生は従事しないようにしてください。
- ① 就業時間が長期にわたって深夜（午後10時以降）におよぶもの
 - ② 業務内容に戸別訪問や風俗にかかわるもの等、本学学生として望ましくないものが含まれているもの
 - ③ 勤務場所に教育上好ましくないものが含まれているもの（ギャンブル場等）
 - ④ 労働条件が不明瞭なもの
- (5) 登録制のアルバイトに登録しないようにしてください。労働内容や条件が不明瞭であることが多く、不利益を被る可能性が高いためです。

11. 就 職

大学院修了後就職を希望する者は、あらかじめキャリアサポートセンターに申し出て、就職登録を行ってください。

12. 薬物乱用防止について

近年、大学生をはじめとした若者が麻薬などの「薬物」に手を出すケースが急増しています。

主な「薬物」は以下のとおりです。

主な薬物	覚せい剤、大麻、MDMA/MDA、コカイン、ヘロイン、アヘン、向精神薬 LSD、マジックマッシュルーム、危険ドラッグ 等
------	---

いずれの薬物も神経を強く刺激しますので、異常な興奮状態に陥ります。場合によっては、幻覚や幻聴に襲われ、錯乱状態に陥ることもあります。また、依存性が極めて強いというのも特徴です。一度手を出すと、簡単には止められなくなりますので、絶対に手を出さないように肝に銘じてください。これからの薬物の使用は、自分の体や心だけではなく、家族や周囲との人間関係、さらには関係する人全員の将来までも破壊してしまいます。

なお、「合法」と称して販売する商品の中に麻薬などの規制薬物が含まれているケースもあるようです。他人から受け取ったり、他人に渡したり、安易に購入したり、試したりすることがないように十分に気をつけてください。

13. SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）に関する注意

LINEやFacebook、InstagramなどのSNSは、便利で楽しい反面、「危険」も伴います。以下の点に十分に留意し、トラブルに巻き込まれないよう細心の注意を払ってください。

- ① ネット上に安易に自分の個人情報を掲載しない。
ネット上に発信された内容は、コピーを繰り返されると簡単に削除することができません（デジタルタトゥー）。それがストーカー被害につながることもあります。
- ② 匿名のつもりで発信した情報からも個人が特定される可能性があります。
（例）GPS機能がついたスマートフォン等で撮影された写真には、個人が特定可能な位置情報が示されている 等
- ③ 他人のプライバシーを暴露したり、批判したりするような書き込みは厳禁です。犯罪になる可能性があります。
- ④ SNSには不正確な情報も数多く掲載されていることを認識してください。
動画をwebで公開する場合には、(1) 映像に関する著作権、(2) 音楽に関する著作権、(3) 肖像権のいずれにも抵触していないことを確認してください。
〔「ソーシャルメディア利用管理規程」、「ソーシャルメディアポリシー」、「SNS利用に関するガイドライン」参照〕

14. 防犯カメラ設置について

本学では、より安全・安心な教育環境を維持することを目的として、特定の場所に防犯カメラを設置しています。